

守口市規則第5号

守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則

守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年守口市規則第20号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例（平成29年守口市条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（社会保険各法）

第2条 条例第2条第1項の規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）は、次に掲げる法律とする。

- （1）健康保険法（大正11年法律第70号）
- （2）船員保険法（昭和14年法律第73号）
- （3）私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- （4）国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- （5）地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

（判定機関）

第3条 条例第2条第1項第2号の規則で定める判定機関は、次に掲げるものとする。

- （1）児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童相談所
- （2）知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく知的障害者更生相談所
- （3）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神保健指定医

（所得の額）

第4条 条例第3条第1項の規則で定める額は、対象者（条例第2条第1項に規定する対象者をいう。以下同じ。）に所得税

法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）がないときは、4,621,000円とし、扶養親族等があるときは、4,621,000円に当該扶養親族等1人につき380,000円（当該扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき480,000円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。）であるときは、当該特定扶養親族等1人につき630,000円とする。）を加算した額とする。

（所得の範囲）

第5条 条例第3条第3項に規定する規則で定める所得の範囲は、国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第6条の規定を準用する。この場合において、同条中「法第36条の3第1項」とあるのは、「条例第3条第1項」と読み替えるものとする。

（所得の額の計算方法）

第6条 条例第3条第3項に規定する規則で定める所得の額の計算方法は、国民年金法施行令第6条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「法第36条の3第1項」とあるのは、「条例第3条第1項」と読み替えるものとする。

（所得の額の計算方法の特例）

第7条 条例第3条第4項の規則で定める所得の額の計算方法の特例は、次項及び第3項のとおりとする。

2 その所得が生じた年の翌年の1月1日以後に災害により生じた地方税法（昭和25年法律第225号）第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額の合計額が同号イ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号イ、ロ又はハに定める額（同号イ中「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」とあるのは「守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（平成30年守口市規則第5号）第6条の規定によって計算したその所得の額」と読み替えるものとする。以下同じ。第1号に掲げる場合において、その額が同号に掲げる額に満たないときは、同号に掲げる額）を超えるに至ったときは、その超えるに至った日以後に受けた医療に係る医療費については、同年の1月1日から当該医療を受けた日の前日までの間に災害により生じた同法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額の合計額（次の各号に掲げる場合には、その合計額から当該各号に掲げる額を控除した額）を前条の規定によって計算したその所得の額から控除するものとする。

（1）前条の規定によって計算したその所得の額から控除すべき雑損控除額（その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号に規定する控除を受けた者の雑損控除額をいう。）に相当する額がある場合において、当該雑損控除額の計算の基礎となった損失の金額のうち災害により生じた損失の金

額があるとき その金額の合計額

(2) 前号に規定する雑損控除額に相当する額がないとき 地方税法第314条の2第1項第1号イ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号イ、ロ又はハに定める額

3 その所得が生じた年の翌年の1月1日以後に支払った条例第2条に規定する者に係る地方税法第314条の2第1項第2号に規定する医療費の金額の合計額が前条の規定によって計算したその所得の額の100分の5に相当する額と10万円とのいずれか低い額（第1号に掲げる場合において、その額が同号に掲げる額に満たないときは、同号に掲げる額）を超えるに至ったときは、そのを超えるに至った日以後にその者が受けた医療に係る医療費については、同年の1月1日から当該医療を受けた日の前日までの間に支払ったその者に係る同条第1項第2号に規定する医療費の金額の合計額（次の各号に掲げる場合には、その合計額から当該各号に掲げる額を控除した額）と200万円（第1号に規定する医療費控除額に相当する額がある場合には、200万円からその額を控除した額）とのいずれか低い額を前条の規定によって計算したその所得の額から控除するものとする。

(1) 前条の規定によって計算したその所得の額から控除すべき医療費控除額（その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第2号に規定する控除を受けた者の医療費控除額をいう。）に相当する額がある場合において、当該医療費控除額の計算の基礎となった医療費の金額のうち当該条例第2条に規定する者に係る医療費の金額があるとき その金額の合計額

(2) 前号に規定する医療費控除額に相当する額がないとき 前条の規定によって計算したその所得の額の100分の5に相当する額と10万円とのいずれか低い額

(一部自己負担額)

第8条 条例第4条第1項の規則で定める一部自己負担額は、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関」という。）ごとに、1日につき500円とする。ただし、当該一部自己負担額は、条例第4条第1項の対象者等が負担すべき額を超えることができない。

2 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関における前項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外につき、それぞれ別の医療機関とみなす。

3 対象者が同一の月に同一の医療機関において入院及び入院以外の療養を受けた場合における第1項の規定の適用について

は、入院及び入院以外の療養は、それぞれ別の医療機関について受けたものとみなす。

4 対象者が同一の月に支払った一部自己負担額を合算した額が3,000円を超える場合は、当該合算した額から3,000円を控除した額を助成する。

5 前項の助成を受けようとする者は、一部自己負担額償還申請書に支払った一部自己負担額に関する証拠書類を添え、市長に申請しなければならない。ただし、市長が医療機関又は審査支払機関から一部自己負担額の算定に必要な情報の提供を受けたときは、この限りでない。

(申請の方法)

第9条 条例第5条の規定による申請は、重度障害者医療証交付申請書に次の各号に掲げる書類を添え、市長に提出することにより行わなければならない。

(1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による被保険者証、組合員証又は加入者証

(2) 国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく特定疾病療養費制度を受けている者は、特定疾病療養受療証

(3) 国の公費負担医療制度を受けている者は、当該公費負担医療制度に係る受給者証

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(医療証の有効期限)

第10条 条例第7条の医療証(以下「医療証」という。)の有効期限は、毎年10月31日とする。

(医療証の更新)

第11条 医療証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)は、重度障害者医療証更新申請書に第9条各号に掲げる書類を添え、これを市長に提出して医療証の更新を申請することができる。

2 前項の規定による申請があったときは、条例第7条の規定を準用する。

(医療証の再交付)

第12条 受給者は、医療証を破り、汚損し、又は紛失したときは、重度障害者医療証再交付申請書により、市長に再交付を申請することができる。

(医療証の返還)

第13条 受給者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に医療証を返還しなければならない。

- (1) 医療証の有効期限が経過したとき。
- (2) 前条の規定により医療証の再交付を受けた後において、紛失した医療証を発見したとき。

(助成の方法の特例)

第14条 条例第9条ただし書の特別の理由は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、対象者に係る保険外併用療養費、療養費、家族療養費及び特別療養費が支給されたとき（食事療養及び生活療養に係る給付並びに精神病床への入院に係る給付を除く。）。
- (2) 前号に定める場合のほか、市長が特別に必要があると認めるとき。

2 条例第9条ただし書の規定による医療費の助成を受けようとする者は、重度障害者医療費支給申請書により、市長に申請しなければならない。

3 前項に規定する申請書には、当該医療について条例第4条第1項に規定する医療に関する給付が行われたことを証明する書類、医療に要した費用に関する証拠書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(届出)

第15条 条例第11条第1項のその他の規則で定めるときは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 氏名を変更したとき。
- (2) 市の区域内において、その居住地を変更したとき、又は市の区域内に居住地を有しなくなったとき。
- (3) 受給者の疾病又は負傷について条例第4条第1項に規定する医療に関する給付を行う保険者若しくは共済組合に変更が生じたとき、又は当該保険者若しくは共済組合の名称若しくはその事務所の所在地に変更が生じたとき。
- (4) 社会保険各法の規定による被扶養者である受給者にあつては、受給者が被扶養者となっている被保険者、組合員若しくは加入者に変更が生じたとき、又は受給者が被扶養者となっている被保険者、組合員若しくは加入者の住所、氏名若しくは被保険者証、組合員証若しくは加入者証の記号番号に変更が生じたとき。
- (5) 国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者である受給者にあつては、その者の属する

世帯の同法に規定する世帯主若しくは組合員に変更が生じたとき、又は被保険者証の記号番号に変更が生じたとき。

- (6) 社会保険各法の規定による被保険者、組合員又は加入者となったとき。
- (7) 条例第2条第1項各号に該当する対象者の障害の程度に変更が生じたとき。
- (8) 条例第2条に規定する対象者の資格要件が消滅したとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 条例第11条の規定による届出は、資格に関する変更届又は資格に関する喪失届を市長に提出することにより行わなければならない。

(医療証の添付)

第16条 第11条及び第12条の規定による申請並びに条例第11条の規定による届出（前条第1項第3号から第5号までの場合を除く。）には、医療証を添えなければならない。ただし、医療証を添えることができない事由があるときは、その旨を明らかにすることができる申立書をもって医療証に代えることができる。

(損害賠償を受け得る場合の届出)

第17条 対象者は、自己の疾病又は負傷に関し損害賠償を受けることができる場合には、その事実、当該損害賠償をすべき者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、速やかに市長に届け出なければならない。

(提出書類の省略)

第18条 市長は、この規則に基づいて提出すべき書類によって、証明される事実を公募等で確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第7項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第9条、第11条から第13条

まで及び第15条の規定による必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 この規則の施行の日前に行われた医療に係る改正前の守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則による医療費の助成については、なお従前の例による。

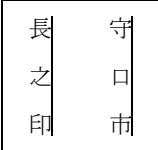
4 新規則第14条第1項第1号に規定する精神病床への入院に係る給付については、この規則の施行の日以後に新たに対象となる対象者について適用し、施行の日前に係る対象者については、平成33年3月31日までは、なお従前の例による。

(守口市公印規則の一部改正)

5 守口市公印規則（昭和30年守口市規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前							改正後						
第1条から第11条まで 略							第1条から第11条まで 略						
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）						
市印及び市役所印 略							市印及び市役所印 略						
市長印							市長印						
名称	ひな形	書体	寸法	員数	用途	管理者	名称	ひな形	書体	寸法	員数	用途	管理者
市長の 印	略						市長の 印	略					
	専 用	長 之 印	守 口 市	保 険 収 納 課	略								

	古印	方9	1	障害者医療証 の記載事項の 確認用	健康福 祉部障 害福祉 課長
	略				
以下 略					

(守口市事務分掌条例施行規則の一部改正)

- 6 守口市事務分掌条例施行規則（平成17年守口市規則第34号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第1条から第3条まで 略 (事務分掌) 第4条 略 企画財政部から環境部まで 略 健康福祉部 総務課及び生活福祉課 略 障害福祉課 支援係 略 給付係 略	第1条から第3条まで 略 (事務分掌) 第4条 略 企画財政部から環境部まで 略 健康福祉部 総務課及び生活福祉課 略 障害福祉課 支援係 略 給付係 略

身体障害者及び知的障害者医療費の助成に関する
こと。

略

高齢介護課及び健康推進課 略
こども部から下水道部まで 略

以下 略

重度障害者医療費の助成に関すること。

略

高齢介護課及び健康推進課 略
こども部から下水道部まで 略

以下 略

(守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
の提供に関する条例施行規則の一部改正)

7 守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
の提供に関する条例施行規則（平成27年守口市規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条及び第2条 略</p> <p>(個人番号等の利用)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に 関する条例第4条の規定による医療費の助成の申請に</u></p>	<p>第1条及び第2条 略</p> <p>(個人番号等の利用)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に 関する条例第4条及び守口市重度障害者の医療費の助</u></p>

関する事務

(3) 守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例第6条の規定による医療証の交付に関する事務（守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年守口市規則第20号）第11条第1項に規定する医療証の再交付及び第12条に規定する返還を含む。次条第23項において同じ。）

(4) 守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例第10条に定める届出の受理に関する事務

4から10まで 略

第4条 略

2から23まで 略

成に関する条例（平成29年守口市条例第35号）附則第2項の規定により行う同条例第5条の規定による医療費の助成の申請に関する事務

(3) 守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例第6条及び守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例附則第2項の規定により行う同条例第7条の規定による医療証の交付に関する事務（守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年守口市規則第20号）第10条に規定する医療証の更新及び第11条第1項に規定する医療証の再交付並びに守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（平成30年守口市規則第5号）附則第2項の規定により行う同規則第11条に規定する医療証の更新及び第12条に規定する医療証の再交付を含む。次条第24項において同じ。）

(4) 守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例第10条及び守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例附則第2項の規定により行う同条例第11条に定める届出の受理に関する事務

4から10まで 略

第4条 略

2から23まで 略

24 略

規則で定める事務	規則で定める特定個人情報	
守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例第3条の規定による助成の額の算定に関する事務	住民票関係情報であって規則で定めるもの	略
	地方税関係情報であって規則で定めるもの	対象者及び世帯員の市府民税に関する情報
	略	
	障害者関係情報であって規則で定めるもの	対象者の身体障害者手帳及び療育手帳に関する情報
	自立支援給付支給関係情報であって規則で定めるもの	対象者の自立支援医療に関する情報
	養育医療関係情報であって規則で定めるもの	対象者及び世帯員の養育医療の給付に関する情報
	医療保険給付関係情報であって規則	略

24 略

規則で定める事務	規則で定める特定個人情報	
守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例第3条の規定による助成の額の算定に関する事務	住民票関係情報であって規則で定めるもの	略
	自立支援給付支給関係情報であって規則で定めるもの	対象者の自立支援医療に関する情報
	養育医療関係情報であって規則で定めるもの	対象者の養育医療の給付に関する情報
	略	
	医療保険給付関係情報であって規則	略

	で定めるもの			で定めるもの	
	守口市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの	対象者及び世帯員の守口市子ども医療費の助成に関する条例に規定する医療証の有効期限に関する情報			
守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例第4条の規定による医療費の助成の申請に関する事務	略		守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例第4条及び守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例附則第2項の規定により行う同条例第5条の規定による医療費の助成の申請に関する事務	略	
	地方税関係情報であって規則で定めるもの	略		地方税関係情報であって規則で定めるもの	略
	養育医療関係情報であって規則で定	対象者の養育医療の給付に関する情報		養育医療関係情報であって規則で定	対象者の養育医療の給付に関する情報
	守口市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの	対象者及び世帯員の守口市子ども医療費の助成に関する条例に規定する医療証の有効期限に関する情報		守口市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの	対象者の守口市子ども医療費の助成に関する条例に規定する医療証の有効期限に関する情報

	めるもの				
			守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例附則第2項の規定により行う同条例第5条の規定による医療費の助成の申請に関する事務	障害者関係情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 年金給付関係情報であって規則で定めるもの	対象者の精神障害者保健福祉手帳に関する情報 対象者の特別児童扶養手当の開始年月日及び廃止年月日並びに障害認定の等級及び次回判定月に関する情報 対象者の障害年金の受給資格の取得及び喪失並びに障害認定の等級及び次回判定月に関する情報
守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例第6条の規定による医療証の交付に関する事務	略	略	守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例第6条及び守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例附則第2項の規定により行う同条例第7	略 地方税関係情報であって規則で定めるもの 養育医療関係情報であって規則で定めるもの 略	略 対象者の養育医療の給付に関する情報 略
	医療保険給付関係	略		医療保険給付関係	略

情報であって規則
で定めるもの

条の規定による医療証の交付に関する事務	情報であって規則 で定めるもの	
	守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの	対象者の守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例に規定する医療証の有効期限に関する情報
守口市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの	守口市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの	対象者の守口市子ども医療費の助成に関する条例に規定する医療証の有効期限に関する情報
	守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例附則第2項の規定により行う同条例第7条の規定による医療証の交付に関する事務	障害者関係情報であって規則で定めるもの
守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例附則第2項の規定により行う同条例第7条の規定による医療証の交付に関する事務	特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの	対象者の特別児童扶養手当の開始年月日及び廃止年月日並びに障害認定の等級及び次回判定月に関する情報
	年金給付関係情報	対象者の障害年金の受

				であって規則で定めるもの	給資格の取得及び喪失並びに障害認定の等級及び次回判定月に関する情報
守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例第10条に定める届出の受理に関する事務	略	略	守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例第10条及び守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例附則第2項の規定により行う同条例第11条に定める届出の受理に関する事務	略	略
			守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例附則第	障害者関係情報であって規則で定めるもの	対象者の精神障害者保健福祉手帳に関する情報

			<u>2項の規定により 行う同条例第11条 に定める届出の受 理に関する事務</u>	<u>特別児童扶養手当 関係情報であって 規則で定めるもの</u> <u>年金給付関係情報 であって規則で定 めるもの</u>	<u>対象者の特別児童扶養 手当の開始年月日及び 廃止年月日並びに障害 認定の等級及び次回判 定月に関する情報</u> <u>対象者の障害年金の受 給資格の取得及び喪失 並びに障害認定の等級 及び次回判定月に関す る情報</u>
25から30まで 略 以下 略			25から30まで 略 以下 略		

8 守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
の提供に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第1条及び第2条 略 (個人番号等の利用) 第3条 略 2 略	第1条及び第2条 略 (個人番号等の利用) 第3条 略 2 略

3 略

- (1) 守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年守口市条例第12号）第3条の規定による助成の額の算定に関する事務
- (2) 守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例第4条及び守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例（平成29年守口市条例第35号）附則第2項の規定により行う同条例第5条の規定による医療費の助成の申請に関する事務
- (3) 守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例第6条及び守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例附則第2項の規定により行う同条例第7条の規定による医療証の交付に関する事務（守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年守口市規則第20号）第10条に規定する医療証の更新及び第11条第1項に規定する医療証の再交付並びに守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（平成30年守口市規則第5号）附則第2項の規定により行う同規則第11条に規定する医療証の更新及び第12条に規定する医療証の再交付を含む。次条第24項において同じ。）
- (4) 守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例第10条及び守口市重度障害者の医療費の助

3 略

- (1) 守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例（平成29年守口市条例第35号）第4条の規定による助成の額の算定に関する事務
- (2) 守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例第5条の規定による医療費の助成の申請に関する事務
- (3) 守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例第7条の規定による医療証の交付に関する事務（守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（平成30年守口市規則第5号）第11条に規定する医療証の更新及び第12条に規定する医療証の再交付を含む。次条第24項において同じ。）
- (4) 守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例第11条に定める届出の受理に関する事務

成に関する条例附則第2項の規定により行う同条例第11条に定める届出の受理に関する事務

4から10まで 略

第4条 略

2から14まで 略

15 略

規則で定める事務	規則で定める特定個人情報	
略		
養育医療券の交付に関する事務	略	
	守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの	対象者及び世帯員の守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例に規定する医療証の有効期限に関する情報
略		
養育医療に要する費用の徴収に関する事務	略	
	守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例による医	対象者及び世帯員の守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例に規定

4から10まで 略

第4条 略

2から14まで 略

15 略

規則で定める事務	規則で定める特定個人情報	
略		
養育医療券の交付に関する事務	略	
	守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの	対象者及び世帯員の守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例に規定する医療証の有効期限に関する情報
略		
養育医療に要する費用の徴収に関する事務	略	
	守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関	対象者及び世帯員の守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例に規定する医療証の有

療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの	する医療証の有効期限に関する情報
略	

する情報であって規則で定めるもの	効期限に関する情報
略	

16から22まで 略

16から22まで 略

23 略

23 略

規則で定める事務	規則で定める特定個人情報	
略		
守口市老人医療費の助成に関する条例第4条の規定による医療費の助成の申請に関する事務	略	略
	守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの	対象者の守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例に規定する医療証の有効期限に関する情報
略		

規則で定める事務	規則で定める特定個人情報	
略		
守口市老人医療費の助成に関する条例第4条の規定による医療費の助成の申請に関する事務	略	略
	守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの	対象者の守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例に規定する医療証の有効期限に関する情報
略		

守口市老人医療費の助成に関する条例第6条の規定による医療証の交付に関する事務	略	略
	守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報	対象者の守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例に規定する医療証の有効期限に関する情報

守口市老人医療費の助成に関する条例第6条の規定による医療証の交付に関する事務	略	略
	守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報	対象者の守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例に規定する医療証の有効期限に関する情報

	る情報であって規則で定めるもの	報
略		

略

24 略

規則で定める事務	規則で定める特定個人情報	
守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例第3条の規定による助成の額の算定に関する事務	略	
守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例第4条及び守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例附則第2項の規定により行う同条例第5条の規定による医	障害者関係情報であって規則で定めるもの	対象者の身体障害者手帳及び療育手帳に関する情報
	略	
	守口市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情	略

	規則で定めるもの
略	

略

24 略

規則で定める事務	規則で定める特定個人情報	
守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例第3条の規定による助成の額の算定に関する事務	略	
守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例第5条の規定による医療費の助成の申請に関する事務	障害者関係情報であって規則で定めるもの	対象者の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳に関する情報
	略	
	守口市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情	略

療費の助成の申請に関する事務	報であって規則で定めるもの	
守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例附則第2項の規定により行う同条例第5条の規定による医療費の助成の申請に関する事務	<p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>年金給付関係情報であって規則で定めるもの</p>	<p>対象者の精神障害者保健福祉手帳に関する情報</p> <p>対象者の特別児童扶養手当の開始年月日及び廃止年月日並びに障害認定の等級及び次回判定月に関する情報</p> <p>対象者の障害年金の開始年月日及び廃止年月日並びに障害認定の等</p>

報であって規則で定めるもの	
特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの	対象者の特別児童扶養手当の開始年月日及び廃止年月日並びに障害認定の等級及び次回判定月に関する情報
年金給付関係情報であって規則で定めるもの	対象者の障害年金の受給資格の取得及び喪失並びに障害認定の等級及び次回判定月に関する情報

	級及び次回判定月に関する情報				
守口市身体障害者	略		守口市重度障害者	略	
及び知的障害者の医療費の助成に関する条例第6条及び守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例附則第2項の規定により行う同条例第7条の規定による医療証の交付に関する事務	障害者関係情報であって規則で定めるもの	対象者の身体障害者手帳及び療育手帳に関する情報	の医療費の助成に関する条例第7条の規定による医療証の交付に関する事務	障害者関係情報であって規則で定めるもの	対象者の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳に関する情報
	略			略	
	守口市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの	略		守口市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの	略
				特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの	対象者の特別児童扶養手当の開始年月日及び廃止年月日並びに障害認定の等級及び次回判定月に関する情報
				年金給付関係情報であって規則で定めるもの	対象者の障害年金の受給資格の取得及び喪失並びに障害認定の等級及び次回判定月に関する

守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例附則第2項の規定により行う同条例第7条の規定による医療証の交付に関する事務	障害者関係情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 年金給付関係情報であって規則で定めるもの	対象者の精神障害者保健福祉手帳に関する情報 対象者の特別児童扶養手当の開始年月日及び廃止年月日並びに障害認定の等級及び次回判定月に関する情報 対象者の障害年金の開始年月日及び廃止年月日並びに障害認定の等級及び次回判定月に関する情報
守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例第10条及び守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例附則第2項の規定により行う同条例第11	略 障害者関係情報であって規則で定めるもの 略 守口市子ども医療費の助成に関する条例による医療費	対象者の身体障害者手帳及び療育手帳に関する情報 略

		る情報
守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例第11条に定める届出の受理に関する事務	略 障害者関係情報であって規則で定めるもの 略 守口市子ども医療費の助成に関する条例による医療費	対象者の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳に関する情報 略

条に定める届出の受理に関する事務	の助成に関する情報であって規則で定めるもの	
守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例附則第2項の規定により行う同条例第7条の規定による医療証の交付に関する事務	<p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>年金給付関係情報であって規則で定</p>	<p>対象者の精神障害者保健福祉手帳に関する情報</p> <p>対象者の特別児童扶養手当の開始年月日及び廃止年月日並びに障害認定の等級及び次回判定月に関する情報</p> <p>対象者の障害年金の開始年月日及び廃止年月</p>

の助成に関する情報であって規則で定めるもの	
特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの	対象者の特別児童扶養手当の開始年月日及び廃止年月日並びに障害認定の等級及び次回判定月に関する情報
年金給付関係情報であって規則で定めるもの	対象者の障害年金の受給資格の取得及び喪失並びに障害認定の等級及び次回判定月に関する情報

	めるもの	日並びに障害認定の等級及び次回判定月に関する情報
--	------	--------------------------

--	--	--

25 略

規則で定める事務	規則で定める特定個人情報	
守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例第3条の規定による助成の額の算定に関する事務	略	
	守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの	対象者及び世帯員の守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例に規定する医療証の有効期限に関する情報
	略	
守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例第4条の規定による医療費の助成の申請に関する事務	略	
	守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの	対象者及び世帯員の守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例に規定する医療証の有効期限に関する情報
	略	

25 略

規則で定める事務	規則で定める特定個人情報	
守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例第3条の規定による助成の額の算定に関する事務	略	
	守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの	対象者及び世帯員の守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例に規定する医療証の有効期限に関する情報
	略	
守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例第4条の規定による医療費の助成の申請に関する事務	略	
	守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの	対象者及び世帯員の守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例に規定する医療証の有効期限に関する情報
	略	

守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例第5条の2の規定による医療証の交付、再交付及び返還に関する事務	略	守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの	対象者及び世帯員の守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例に規定する医療証の有効期限に関する情報
守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例第9条に定める届出の受理に関する事務	略	守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの	対象者及び世帯員の守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例に規定する医療証の有効期限に関する情報

26 略

規則で定める事務	規則で定める特定個人情報		
守口市子ども医療費の助成に関する条例第4条の規定	略	守口市身体障害者及び知的障害者の	対象者及び世帯員の守口市身体障害者及び知

守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例第5条の2の規定による医療証の交付、再交付及び返還に関する事務	略	守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの	対象者及び世帯員の守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例に規定する医療証の有効期限に関する情報
守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例第9条に定める届出の受理に関する事務	略	守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの	対象者及び世帯員の守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例に規定する医療証の有効期限に関する情報

26 略

規則で定める事務	規則で定める特定個人情報		
守口市子ども医療費の助成に関する条例第4条の規定	略	守口市重度障害者の	対象者及び世帯員の守口市重度障害者の医療

による助成の額の算定に関する事務	医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの	的障害者の医療費の助成に関する条例に規定する医療証の有効期限に関する情報	による助成の額の算定に関する事務	関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの	費の助成に関する条例に規定する医療証の有効期限に関する情報
略			略		
守口市子ども医療費の助成に関する条例第5条の規定による医療費の助成の申請に関する事務	略	守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの	対象者及び世帯員の守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例に規定する医療証の有効期限に関する情報	守口市子ども医療費の助成に関する条例第5条の規定による医療費の助成の申請に関する事務	略
守口市子ども医療費の助成に関する条例第5条の規定による医療費の助成の申請に関する事務	守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの	対象者及び世帯員の守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例に規定する医療証の有効期限に関する情報	守口市子ども医療費の助成に関する条例第5条の規定による医療費の助成の申請に関する事務	守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの	対象者及び世帯員の守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例に規定する医療証の有効期限に関する情報
略			略		
守口市子ども医療費の助成に関する条例第7条の規定による医療証の交付、再交付及び返還に関する事務	略	守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの	対象者及び世帯員の守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例に規定する医療証の有効期限に関する情報	守口市子ども医療費の助成に関する条例第7条の規定による医療証の交付、再交付及び返還に関する事務	略
守口市子ども医療費の助成に関する条例第7条の規定による医療証の交付、再交付及び返還に関する事務	守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの	対象者及び世帯員の守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例に規定する医療証の有効期限に関する情報	守口市子ども医療費の助成に関する条例第7条の規定による医療証の交付、再交付及び返還に関する事務	守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの	対象者及び世帯員の守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例に規定する医療証の有効期限に関する情報

	略	
守口市子ども医療費の助成に関する条例第11条に定める届出の受理に関する事務	守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの	対象者及び世帯員の守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例に規定する医療証の有効期限に関する情報
	略	

27から30まで 略

以下 略

	略	
守口市子ども医療費の助成に関する条例第11条に定める届出の受理に関する事務	守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの	対象者及び世帯員の守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例に規定する医療証の有効期限に関する情報
	略	

27から30まで 略

以下 略